

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一〇六・大曲保健所).....	1
結核予防法による医療機関の指定(一〇七・大曲保健所).....	1
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(一〇八・商工業振興課).....	1
大規模小売店舗の新設に関する届出(一〇九・商工業振興課).....	2
道路区域の変更(一一〇、一一一・道路環境課).....	3
道路区域の変更及び供用開始(一一二・道路環境課).....	4
本荘港湾計画の変更の概要(一一三・港湾空港課).....	4
開発行為に関する工事の完了(一一四・山本地域振興局建設部).....	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可(一一五・北秋田地域振興局建設部).....	5
建築基準法による道路位置の指定(一一六・仙北地域振興局建設部).....	5
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	5
県営土地改良事業計画の決定(北秋田地域振興局農林部).....	6
県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部)二件.....	6
共同施行等土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(北秋田地域振興局農林部).....	6
市町村営土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定(北秋田地域振興局農林部).....	6
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件.....	7
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(一).....	9

## 告 示

### 秋田県告示第百六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
荒川医院	大曲市角間川町字下中町三十二番地	平成十五年十二月三十一日

### 秋田県告示第百七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
荒川医院	大曲市角間川町字下中町三十二番地	平成十六年一月一日

### 秋田県告示第百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに

県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。  
平成十六年二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
  - (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社マルダイ 代表取締役 大 高 俊 平  
秋田市牛島東五丁目三番二十六号
  - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルダイ土崎店  
秋田市土崎港相梁町字家ノ下二十六番地二ほか
  - (三) 変更しようとする事項  
変更しようとする事項  
株式会社マルダイ
    - (1) 小売業を行う者の閉店時刻  
ア 変更前 閉店時刻 午後九時  
イ 変更後 閉店時刻 翌日午前零時
    - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで  
イ 変更後 午前八時三十分から翌日午前零時十五分
    - (四) 変更する年月日  
平成十六年一月二十七日
    - (五) 変更する理由  
顧客消費者による閉店時刻繰下げ要請に応えるため
- 二 届出年月日  
平成十六年一月二十六日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
秋田市役所 商業観光課  
(二) 縦覧期間  
平成十六年二月三日から同年六月三日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(二)(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第九九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるることができる。

平成十六年二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
  - (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
オリックス株式会社 代表執行役 宮 内 義 彦  
東京都港区浜松町二丁目四番一号
  - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
グランマート手形店  
秋田市手形休下町百二番地三ほか
  - (三) 小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高 柳 恭 侑  
大曲市川目字町東三十三番地  
有限会社キカワ 代表取締役 吉 川 浩 紀  
秋田市御野場一丁目一番八号
  - (四) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十六年九月三十日
  - (五) 店舗面積の合計  
千九百四十四・九三平方メートル
  - (六) 駐車場の収容台数  
八十二台
  - (七) 駐輪場の収容台数  
百台
  - (八) 荷さばき施設の面積  
百六十九平方メートル
  - (九) 廃棄物等の保管施設の容量  
八十九・四八立方メートル

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	百四号	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱二丁目五二番一から字下川原三〇番六まで		九・〇〇〇二六・〇〇	一・八〇六

一 道路の区域

秋田県告示第百十一号

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十六年二月三日から同月十六日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十六年二月三日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	旧	百三号	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱二丁目五二番一から字下川原三〇番六まで		九・〇〇〇二六・〇〇	一・八〇六
	新	百三号	"		一一・〇〇〇二六・〇〇	一・八〇六

一 道路の区域

(一) 縦覧場所  
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
 秋田市役所 商業観光課

三 関係書類の縦覧場所及び期間

平成十六年一月二十三日

二 届出年月日

午前七時から午後五時まで

(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(四) 二か所

(五) 駐車場の自動車の出入口の数

(六) 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

(七) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(八) 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

(九) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

秋田県告示第百十号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十六年二月三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年二月三日

(一) 意見の述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

四 意見書の提出先  
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(二) 縦覧期間  
 平成十六年二月三日から同年六月三日まで

(三) 縦覧期間

一般国道	新	百四号	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱二丁目五二番一から字下川原三〇番六まで	一一・〇〇〇二六・〇〇	一・八〇六
------	---	-----	---------------------------------	-------------	-------

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十六年二月三日から同月十六日まで  
 (二) 期間 平成十六年二月三日から同月十六日まで

秋田県告示第百十二号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	大曲田沢湖線	旧新別	路 線 名		
	大曲田沢湖線	仙北郡千畑町浪花字大道二八一番二地先から三〇九番二地先まで	敷地の幅員(メートル)	六・六〇〇一五・八〇	〇・二〇〇
	大曲田沢湖線	〃	敷地の幅員(メートル)	六・六〇〇二四・〇〇	〇・二〇〇

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十六年二月三日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

二 供用開始の期日 平成十六年二月三日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十六年二月三日から同月十六日まで  
 (二) 期間 平成十六年二月三日から同月十六日まで

秋田県告示第百十三号

本荘港湾計画を変更したので、港湾法(昭和二十五年法律第二百八十号)第三条の三十項の規定に基づき、変更の概要を次のとおり公示する。  
 平成十六年二月三日

一 変更の概要  
 田尻地区の水域施設計画等を次のとおり変更した。  
 本荘港湾管理者 秋田県  
 代表者 秋田県知事 寺 田 典 城

計画の区分	施設の種類	施設の規模
-------	-------	-------

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

マリナ計画	水域施設計画		小型船だまり計画	
	導流堤	泊地	田尻第二防波堤	田尻防波堤(波除)
延長五十メートル	水深三メートル 面積一ヘクタール	水深三メートル 面積一ヘクタール	延長九十五メートル	延長百二十七メートル
		水深四メートル 幅員三十五メートル		
		水深四メートル 幅員三十五メートル		

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部港湾空港課  
本荘市出戸町字水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部

秋田県告示第百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年三月六日付け指令山建 二千百八十二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十六年二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山本郡琴丘町鹿渡字東二本柳二十九番三号

琴丘町長 工 藤 喜久男

二 開発区域に含まれる地域の名称

山本郡琴丘町鹿渡字八幡越九十四番一、九十五番一、九十六番一、九十八番一、九十八番二、九十九番、百番一、百番二、百一番一、百二番一、百四番一、百五番一、百六番、百七番一、百八番一、百九番一、百十番一、百十一番、百十二番一、百十三番一、百十四番一、百十六番一、百十七番一、百十八番、百十九番一、百二十番一、百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十六番、百二十七番、百二十八番、百二十九番、百三十番、百三十一番、百三十二番、百三十三番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百四十四番、百四十五番及び百五十三番

秋田県告示第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十六年二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称

大館市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成五年秋田県告示第六百八十九号及び平成九年秋田県告示第三百十九号大館都市計画下水道事業 大館市公共下水道

三 事業施工期間

平成五年十月二十二日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
平成十六年二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 大曲市四ツ屋字上古道七十九番地 有限会社 伊藤住宅 取締役 伊藤 照 男	道路の位置の指定箇所 大曲市四ツ屋字下古道七十六番十二、九十四番一、九十五番一、九十六番一、九十七番三、九十八番三、九十九番三、百番五	道路の延長 百七十七・六三メートル	道路の幅員 七メートル	指定年月日 平成十六年一月十九日
--	--	----------------------	----------------	---------------------

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、

同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月三日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十六年一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 メリーゴランド

三 代表者の氏名

佐々木 忠二

四 主たる事務所の所在地

能代市字昇平袋二番四

五 定款に記載された目的

この法人は、家庭において十分な保育ができない保護者に代わり保育を行うとともに、いかなる勤務時間・勤務体制であろうとも必要に応じて安心して子供を預けることができるように、一時保育、休日保育、夜間保育、24時間保育、学童保育などの事業を行うほか、子育てに前向きに取り組むことができるよう支援活動を行い、児童福祉の充実と向上を総合的に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大館市檀崎字上宅地三六番地虹川久美ほか十四人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月三日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（真中大堰地区かんがい排水事業（一般型））計画書の写し

二 縦覧期間 平成十六年二月四日から同年三月三日まで

三 縦覧場所 大館市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月三日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（西ノ又地区第一工区土地改良総

合整備事業（一般型））換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十六年二月四日から同年三月三日まで

三 縦覧場所 南外村役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月三日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（落合地区土地改良総合整備事業）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十六年二月四日から同年三月三日まで

三 縦覧場所 協和町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、大館市葛原字後小路十四番地佐藤吉右衛門ほか百十人からなされた土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月三日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（葛原地区農地等高度利用促進事業（農地維持保全体））計画書及び規約の写し

二 縦覧期間 平成十六年二月四日から同年三月三日まで

三 縦覧場所 大館市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、大館市からなされた土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月三日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業（曲田・中山地区基盤整備促進事業（農道整備））変更計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十六年二月四日から同年三月三日まで



三 縦覧場所 大館市役所

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

フロアシート 五十枚

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十九日（月）

(四) 納入場所

秋田県立武道館

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月三日（火）から同月十二日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月十八日（水）午後三時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭

和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

空手道競技用マット 四百枚

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十九日（月）

(四) 納入場所

秋田県立武道館

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含め、平成十六年二月三日(火)から同月十二日(木)まで  
規定する県の休日を除き、平成十六年二月三日(火)から同月十二日(木)まで  
の期間、随時交付する。
  - 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年二月十八日(水)午後三時十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
  - 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六  
十条から第六十三条までに規定するところによる。
  - 六 その他
  - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当  
する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額  
を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消  
費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希  
望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
  - (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と  
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ  
により決定する。
  - (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書  
に記載された必要書類等を提出すること。
  - (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭  
和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年二月三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
汎用旋盤 一台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年三月三十日(火)
- (四) 納入場所  
秋田県立大学本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含め、平成十六年二月三日(火)から同月十二日(木)まで  
規定する県の休日を除き、平成十六年二月三日(火)から同月十二日(木)まで  
の期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年二月十八日(水)午後三時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六  
十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当  
する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額  
を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消  
費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希  
望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効



<p>ページ</p> <p>段</p> <p>行</p> <p>誤</p> <p>正</p> <p>五 下 二二</p> <p>一九の一、水無字五兵エ        袋一の一、四四、字上袋一        七〇、一七一</p> <p>一九の一、水無字治五兵        エ袋一の一、四四、字上袋一        一七〇、一七一</p> <p>平成十五年十二月十九日(第千五百三十二号)掲載の秋田県告示第千十五号(保安林予定森林の指定通知)        (原稿誤り)</p>	<p>正 誤</p> <p>次のとおり教育委員会会議を開催する。        平成十六年二月三日</p> <p>秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子</p> <p>一 日時 平成十六年二月五日 午前十時四十分</p> <p>二 場所 教育委員会委員室</p> <p>三 案件</p> <p>(一) 秋田県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則案</p> <p>(二) 秋田県立武道館条例の施行期日を定める規則案</p> <p>(三) 職員の懲戒処分案</p> <p>(四) その他</p>	<p>教育委員会告示</p> <p>(三) 規則第百六十六条に規定するところによる。        落札者の決定方法        予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。</p> <p>(四) 提出書類等        入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。</p> <p>(五) その他        詳細は、入札説明書による。</p>
--	---	--

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005  
E-mail: matsu-barara@matsubarainsatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄